一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　静岡県
二　地域活性化総合特別区域の名称　ふじのくに先端医療総合特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百二十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　次世代エネルギー・モビリティ創造特区
二　地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百二十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百二十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　京都市地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～５０００万人感動都市へ～
三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　特定伝統料理海外普及事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百二十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第三百二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　次世代エネルギー・モビリティ創造特区
二　地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　大阪府及び泉佐野市
二　地域活性化総合特別区域の名称　国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」
地域活性化総合特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　外国人観光旅客への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業、地域活性化総合特区支援貸付事業並びに地域限定特例通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第二百二十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第六十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　和歌山県
二　地域活性化総合特別区域の名称　和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　外国人観光旅客への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業並びに地域限定特例通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第二百二十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百四十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　たたらの里
二　地域活性化総合特別区域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦）
三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府
財務省告示第六号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号４⑴中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業促進法」という。）」を「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）」に改め、同号４⑵中「中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」を「中小企業等経営強化に関する基本方針（平成十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）」に改め、同号４⑶及び同号５中「中小企業新事業活動促進法」を「中小企業等経営強化法」に改める。

○総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（平成十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月一日

総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

題名を次のように改める。

中小企業等の経営強化に関する基本方針

第２の２二中「としていく」を「とする」に改め、「法施行後の」を削り、第２の３三中「、指導」を「及び指導」に、「、経営目標」を「及び経営目標」に、「認定経営革新等支援機関等」を「認定経営革新等支援機関その他の」に改める。

第３の４三中「の推進機関として、有識者、地元金融機関、各支援機関等の専門知識を集結する「新連携（異分野連携新事業分野開拓の通称）支援地域戦略会議」（以下「戦略会議」という。）を各地方ブロックに設置」を「、経済産業局及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が連携することにより、各地方ブロックに支援体制を構築」に、「同会議の事務局には、起業経験者や金融機関、商社等の出身者など」を「当該支援体制には、金融機関、商社又は支援機関の出身者、有識者、起業経験者その他の」に改め、第３の４四中「戦略会議から」を削り、「産業クラスター計画等との施策の融合の実現」を「他の施策との融合」に改める。

第６を第７とする。

第５の１中「「中小企業者等」を「単に「個人」に改め、第５の１一、二及びなお書並びに２三から九までの規定中「中小企業者等」を「中小企業者及び個人」に改め、第５を第６とする。